

横浜歴史研究会旅費規程

第1条 本規程は、横浜歴史研究会規約の付則第六条の規定により、旅費に関し必要な事項を定める。

第2条 会員が本会の円滑な運営に資するため費やした旅費を支給する。

第3条 本会が支給する旅費は、交通費(バス賃、鉄道賃等)および日当とする。

第4条 旅費は、次の通り計算する。

1 交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により実費を支給する。

2 日当は、横浜市外に出向いた場合 1 回につき1,000円を支給する。ただし、例会会場予約の会務の場合は、早朝等を考慮し日当を支給する。

第5条 旅費は、別紙「旅費申請書」に必要事項を記入のうえ会計担当に申請し受領する。

付 則

(施行期日)

1 本規程は、平成30年1月9日から施行する。

(別紙 旅費申請書)

旅費申請書				
横浜歴史研究会 宛				
		申請日	平成	年
		月	日	
金額	円	左記金額を申請致します		
利用日	行先(用務)	経路	交通機関名	金額
		～		
		～		
		～		
		～		
		～		
交通費計		円	日当	円
		合計金額		円
申請者氏名				⑩